

むつ市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和5年度
財政援助団体等監査(財政援助団体及び公の施設の指定管理者)
を執行したので、同条第9項の規定により別紙のとおりその
結果を公表する。

令和6年3月14日

むつ市監査委員 齊 藤 秀 人

むつ市監査委員 浅 利 竹二郎

令和5年度

財政援助団体等監査

(財政援助団体・公の施設の指定管理者)

結果報告書

むつ市監査委員

令和5年度財政援助団体等監査結果
(財政援助団体・公の施設の指定管理者)

1. 監査の対象

財政援助団体	対象補助金	所管部局
公益社団法人下北物産協会	むつ市のうまい直送便「M-ロジ」 事業費補助金	経済部 観光・シティプロ モーション推進課

指定管理者	対象施設	所管部局
一般社団法人 むつ市脇野沢農業振興公社	むつ市脇野沢リフレッシュセンター 鱒の里	経済部 観光・シティプロ モーション推進課

2. 監査の期間

令和5年12月1日から令和6年3月13日まで

3. 監査の範囲

令和4年度の執行状況について

(必要に応じ令和5年度の計画の執行状況を含む。)

4. 監査の着眼点

[財政援助団体監査]

【所管部局】

- (1) 財政的援助の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金・交付金の交付目的及び補助・交付対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (3) 補助金・交付金に関する条件の内容は明確か。
- (4) 補助金・交付金の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
- (5) 補助金・交付金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (6) 補助金・交付金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (7) 補助金・交付金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

【財政援助団体】

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金・交付金の交付申請書、実績報告書は符合するか。
- (2) 補助金・交付金交付申請書の提出及び補助金・交付金の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金・交付金が補助・交付対象事業以外に流用されていないか。
- (4) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (5) 補助金・交付金に係る収支の会計経理は適正か。
- (6) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (7) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- (8) 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

[公の施設の指定管理者監査]

【所管部局】

- (1) 指定管理者の指定に係る条例等の根拠は、整備されているか。
- (2) 指定管理者の指定の手続は、適正に行われているか。
- (3) 管理に関する基本協定が締結され、かつ、その内容は適正であるか。
- (4) 協定書等には、必要事項が記載され、また、その内容は条例等で定めた範囲を超えていないか。
- (5) 管理に関する経費算定、支出方法、時期及び手続等は適正に行われているか。
- (6) 事業計画書の点検は、適切に行われているか。
- (7) 事業報告書の点検は、適切に行われているか。
- (8) 指定管理者に対して報告を求め、調査及び指示等は、適切に行われているか。

【指定管理者】

- (1) 施設は、条例等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 基本協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- (3) 利用料金設定の手続及び取扱いは、適正に行われているか。
- (4) 利用促進のため、どのような措置を講じているか。
- (5) 指定管理に係る収支会計経理は、適正に処理されているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (6) 出納関係帳簿への記帳は、適正に行われているか。また、領収書類の整備、保存は、適切に行われているか。
- (7) 管理規程、経理規程等は整備されているか。

5. 監査の方法

関係者等からあらかじめ監査資料の提出を求め、出納その他の事務の執行に係るものについて、諸帳簿、書類等を審査するとともに、関係者等から説明を求め、必要に

応じ実地による監査を実施した。

6. 監査結果

監査対象の補助金・交付金及び指定管理施設は、いずれも概ね適正に管理・運営されていた。

しかしながら、一部の事務の処理等において、改善を要する事項が見受けられたことから、適正に処理するよう望む。

公益社団法人下北物産協会
(財政援助団体)

1. 団体の概要

(1) 名称及び所在地

公益社団法人下北物産協会
むつ市柳町一丁目10番25号

(2) 設立年月日

昭和49年8月27日

(3) 設立目的

むつ市及びその周辺地域の物産の振興と販路の拡大に関する事業を行い、もって地場産業の振興による地域社会の発展に寄与する。

(4) 組織構成

会長1名、副会長2名、専務理事1名、理事10名、監事2名
職員7名（うち本補助団体に係る専任職員数2名）

(5) 実施事業

- ①特産品展示施設の管理運営事業
- ②県内催事事業
- ③特産品物流促進運営管理事業

2. 補助金等の内容

(1) 補助金の名称及び金額

むつ市のうまい直送便「Mーロジ」事業費補助金 5,000,000円

(2) 交付目的

地場産品等の国内の市場における販路開拓等を推進することにより、農林水産業の振興及び地域経済の発展を図る。

(3) 令和4年度事業実施内容

① 実施期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

② 事業活動内容

令和4年度むつ市のうまい直送便「Mーロジ」事業は、令和3年度に補助導入したMーロジトラック（専用トラック）を活用し、地域の生産と物流を連携させた情報共有やコスト削減、効率化した物流サービスの構築とその優位性を活かした首都圏の卸売事業者や大規模小売事業者等との企業間取引の新規開拓営業を戦略的に展開している。

3. 収支状況

《令和4年4月1日から令和5年3月31日まで》

(単位：円)

4. 監査結果

補助金は、概ね適正に活用されていたが、所管部局の補助金交付事務において、改善を求める事項が認められており、補助金は、地域活性化や産業振興など行政の課題解決をするための有効な手段として重要な役割を果たしていることから、交付目的を基礎とし、本事業の活動内容に合わせた必要な要綱の見直しを検討されたい。

また、事業者においては、本事業が早期に軌道に乗り地域の経済発展が図られることを望む。

【所管部局関係】

改善を求める事項

- 補助金の交付については、むつ市補助金等に関する規則のほか、むつ市のうまい直送便「M-ロジ」事業費補助金交付要綱を制定し運用しているが補助対象経費を「対象経費の全額」とし、経費や補助率等の項目が規定されていないことから、交付額の積算根拠が不明確となっていた。
- 事業完了後に提出される実績報告書に事業の成果に関する記載がなく、補助事業者との情報交換及び書類作成に係る説明等が十分ではなかった。

注意事項

- 交付要綱第5条の規定により、概算払いによる補助金の交付がなされていたが、事業者から概算払いを必要とする申し出を確認する資料がなく、概算払いとする決定に至るまでの過程が不明確となっていた。

一般社団法人 むつ市脇野沢農業振興公社
(指定管理者)

むつ市脇野沢リフレッシュセンター鱈の里

1. 団体の概要

(1) 名称及び所在地

一般社団法人むつ市脇野沢農業振興公社
むつ市脇野沢七引201番地5

(2) 設立年月日

平成8年3月29日

(3) 組織構成

理事長1名、常務理事1名、理事4名、監事2名
臨時職員11名（うち本補助団体に係る専任職員数4名）

2. 施設の概要

(1) 設置目的

地域の恵まれた自然、産物及び文化等の資源を活用し、体験学習の機会を提供することによって都市との交流を図り、もって地域の活性化を推進する。

(2) 施設概要

名称	むつ市脇野沢リフレッシュセンター鱈の里
所在地	むつ市脇野沢七引201番地5
総面積	664.40㎡
竣工	昭和61年6月

3. 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

4. 管理業務の概要

- ①施設の使用許可に関すること
- ②施設の利用料金徴収に関すること
- ③施設の提供及び維持管理に関すること
- ④その他施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること

5. 監査結果

指定管理業務については、概ね適正に管理・運営がなされていた。

地域の恵まれた自然、産物及び文化等の資源を活用し、体験学習の機会を提供することを目的としている施設であるが、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び令和4年8月大雨災害で国道338号線が通行止めになるなど人的交流が制限される厳しい状況下であったが、現在は徐々に来館者数も増加傾向にある。

今後においては、施設周辺の豊富な観光資源も含めた情報発信や引き続き担当課との継続的なコミュニケーションを行い、来館者数が回復していくことを期待する。